

○経済産業省令第七十一号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年八月三十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合

理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二十一号中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第二十一条関係）

環境要素の区分		影響要因の区分	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	騒音	騒音
		振動	振動
	水環境	水質	水の濁り
		底質	有害物質
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質
		その他	風車の影
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生物	重要な種及び注目すべき生物（海域に生息するものを除く。）
		海域に生息する動物	海域に生息する動物
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生息するものを除く。）	重要な種及び重要な群落（海域に生息するものを除く。）
		海域に生息する植物	海域に生息する植物
生態系	地域を特徴づける生態系	地域を特徴づける生態系	
人と自然との豊かな触れ合いの活動の場	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	産業廃棄物
		残土	残土

別表第十二（第二十三条関係）

<p>参考項目</p>	<p>環境要素の区分</p>	<p>騒音</p>
	<p>影響要因の区分</p>	<p>工事用資材等の搬出入</p>
<p>参考手法</p>		<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音の状況</p> <p>ロ 沿道の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の</p>

整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準
において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及
び測定時刻

三 調査地域

音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあ
る地域

四 調査地点

音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境
影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環
境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及
び時間帯

建設機械の稼	
一 調査すべき情報	<p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>

イ 騒音の状況

ロ 地表面の状況

二 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法

三 調査地域

音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域

四 調査地点

音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

音の伝搬理論に基づく計算

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測地点

音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点

九 予測対象時期等

	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期
施設の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

四 調査地点

音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

音の伝搬理論に基づく計算

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測地点

	振動
	工事用資材等の搬出入
<p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入に使用する自動車が行う予定の路線及び</p>

その周辺区域

四 調査地点

振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

六 予測の基本的な手法

事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域

	水の濁り
	建設機械の稼働
<p>八 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p>

三 調査地域

浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域

四 調査地点

浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

六 予測の基本的な手法

事例の引用又は解析

<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	
<p>一 調査すべき情報</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の</p>	<p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法

三 調査地域

浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域

四 調査地点

浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

有害物質	
働 建設機械の稼	
一 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況	<p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

二 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域

しゅんせつ工事を行う区域

四 調査地点

前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に一回

六 予測の基本的な手法

有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析

	重要な地形及び地質
	地形改変及び施設の存在
<p>七 予測地域</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点

地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期

六 予測の基本的な手法

風車の影	
施設の稼働	
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>	<p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理

三 調査地域

土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

四 調査地点

土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期

六 予測の基本的な手法

等時間の日影線を描いた日影図の作成

七 予測地域

<p>生息するもの</p> <p>息地（海域に</p> <p>注目すべき生</p> <p>重要な種及び</p>	<p>造成等の施工</p> <p>による一時的</p> <p>な影響</p>	
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p>	<p>八 予測地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

を除く。)

地形改変及び二 調査の基本的な手法

施設の存在

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点

動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路

五 調査期間等

動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

<p>施設の稼働</p>	
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境</p>	<p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

の状況

二 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点

動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路

五 調査期間等

動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適

<p>海域に生息する動物</p>	
<p>による一時的造成等の施工</p>	
<p>一 調査すべき情報 イ 海生動物の主な種類及び分布の状況</p>	<p>切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

な影響	地形改変及び 施設の存在
<p>ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p>	<p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切か</p>

つ効果的な地点又は経路

五 調査期間等

動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、動物の生息の特徴を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び

	<p>重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）</p>
	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>
<p>八 注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 予測対象時期等 動物の生息の特徴を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p>
	<p>地形改変及び施設の存在</p>

対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点

植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路

五 調査期間等

植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

	海域に生育する植物
	造成等の施工による一時的な影響
地形改変及び施設の存在	<p>第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生植物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>

三 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点

植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路

五 調査期間等

植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

	地域を特徴づける生態系
	造成等の施工による一時的な影響
<p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>

施設の存在	施設の稼働
<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>三 調査地域 陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p>

<p>並びに主要な</p>	
<p>及び景観資源 施設の存在</p>	
<p>一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点 ロ 景観資源の状況</p>	<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

ハ 主要な眺望景観の状況

二 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点

調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予

測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

六 予測の基本的な手法

イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析

ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモニタージュ法その他の視覚的な表現方法

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測対象時期等

調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期

<p>主要な人と自 然との触れ合 いの活動の場</p>	
<p>工事用資材等 の搬出入</p>	
<p>一 調査すべき事項</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び 利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の 整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及 びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域</p>	

における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域

	<p>八 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき事項</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p>

四 調査地点

人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性

	産業廃棄物
	造成等の施工による一時的な影響
<p>を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>

<p>残土</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>二 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域</p>		

の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

附 則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。ただし、別表第六及び別表第十二の改正規定は、公布の日から施行する。